

第五号の二様式（第二条関係）（A4）

建築基準法第6条第4項に規定する期間を延長する旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様 建築主事 印

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第4項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第12項の規定により通知します。

記

1 . 申請年月日 平成 年 月 日

2 . 建築場所、設置場所又は築造場所

（理由）

（延長する期間）

（備考）

第七号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）（A4）

建築基準法第6条第13項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様
建築主事 印

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第13項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に

を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該判決を経た後でなければ、提起することができません（審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

記

1. 申請年月日 平成 年 月 日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

（理由）

（備考）

第八号様式（第一条の三、第二条、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機用）
（A4）

確認申請書（昇降機）
（第一面）

建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、
事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関

様

平成 年 月 日
申請者氏名 印

手数料欄		
受付欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

-
- 【 1 . 設置者】フリガナ】
【イ口八二示】の番号】
【イ口八二示】郵便番号】
-
- 【 2 . 代理者】() 建築士 () 登録第 号
【イ口八】資格】
【イ口八】事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【二ホへ】郵便番号】
【二ホへ】電話番号】
-
- 【 3 . 設計者】() 建築士 () 登録第 号
【イ口八】資格】
【イ口八】事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【二ホへ】郵便番号】
【二ホへ】電話番号】
【イ口八】設計図書】
- (その他設計者) () 建築士 () 登録第 号
【イ口八】資格】
【イ口八】事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【二ホへ】郵便番号】
【二ホへ】電話番号】
【イ口八】設計図書】
- 【イ口八】資格】 () 建築士 () 登録第 号
【イ口八】事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【二ホへ】郵便番号】
【二ホへ】電話番号】
【イ口八】設計図書】
- 【イ口八】資格】 () 建築士 () 登録第 号
【イ口八】事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【二ホへ】郵便番号】
【二ホへ】電話番号】
【イ口八】設計図書】
-
- 【 4 . 工事施工者】
【イ口八】営業所名】 建設業の許可 () 第 号
【八二示】郵便番号】
【八二示】電話番号】
-
- 【 5 . 設置する建築物又は工作物】
【イ口八二示】名称のフリガナ】
【イ口八二示】用途】
-
- 【 6 . 昇降機の概要】 (番号)
【イ口八二示】別用途大格の荷重必要事項】
【イ口八二示】積載速度】
【イ口八二示】その他】
-
- 【 7 . 工事着手予定年月日】 平成 年 月 日
-
- 【 8 . 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【 9 . 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)
{ 第 回 } 平成 年 月 日 { }

【 10 . 備考 】

第八号様式（第一条の三、第二条、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機以外の建築設備用）（A4）

確認申請書（昇降機以外の建築設備）
（第一面）

建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関 様

申請者氏名 平成 年 月 日 印

手数料欄		
受付欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

【 1 . 設置主氏名】のフリガナ】
【イ：氏名】番 号】
【ロ：郵便番号】番 号】
【ハ：電話番号】番 号】

【 2 . 代理者】 () 建築士 () 登録第 号
【イ：氏名】事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ロ：郵便番号】番 号】
【ハ：電話番号】番 号】

【 3 . 設計者】 () 建築士 () 登録第 号
【イ：氏名】事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ロ：郵便番号】番 号】
【ハ：電話番号】番 号】
【ニ：設計図書】

(その他の設計者) () 建築士 () 登録第 号
【イ：氏名】事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ロ：郵便番号】番 号】
【ハ：電話番号】番 号】
【ニ：設計図書】

【イ：氏名】事務所名】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ：郵便番号】番 号】
【ハ：電話番号】番 号】
【ニ：設計図書】

【イ：氏名】事務所名】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ：郵便番号】番 号】
【ハ：電話番号】番 号】
【ニ：設計図書】

【 4 . 工事施工者】
【イ：営業所名】 建設業の許可 () 第 号
【ロ：郵便番号】番 号】
【ハ：電話番号】番 号】

【 5 . 設置する建築物】
【イ：所在地のフリガナ】
【ロ：名称】
【ハ：用途】

【 6 . 建築設備の概要】

【 7 . 工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

【 8 . 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【 9 . 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)
(第 回) 平成 年 月 日 ()

第九号様式（第二条、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機用）（A4）

計画変更確認申請書（昇降機）
（第一面）

建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の変更の確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関

様

第 平成 年 月 日
号 印

申請者氏名

【計画を変更する昇降機の直前の確認】

【確認済証番号】 第 号

【確認済証交付年月日】 平成 年 月 日

【確認済証交付者】

【計画変更の概要】

手数料欄		
受付欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

数字は算用数字を用いてください。

印のある欄は記入しないでください。

第九号様式（第二条、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機以外の建築設備用）（A4）

計画変更確認申請書（昇降機以外の建築設備）
（第一面）

建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の変更の確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関 様
第 平成 年 月 日 号
申請者氏名 印

- 【計画を変更する建築設備の直前の確認】
【確認済証番号】 第 号
【確認済証交付年月日】 平成 年 月 日
【確認済証交付者】
【計画変更の概要】

手数料欄		
受付欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

- （注意）
申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
数字は算用数字を用いてください。
印のある欄は記入しないでください。

第十五号の二様式（第三条の四関係）（A4）

建築基準法第6条の2条第9項の規定による
適合しない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主

様
指定確認検査機関

印

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、同条第9項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に

を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

（理由）

第十五号の三様式（第三条の四関係）（A4）

建築基準法第6条の2第9項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日
建築主、設置者又は築造主 様
指定確認検査機関 印

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第6条の2第9項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に

を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該判決を経た後でなければ、提起することができません（審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

記

1. 申請年月日 平成 年 月 日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

（理由）

（備考）

建築基準法第6条の2第10項の規定による
確認審査報告書

第 号
平成 年 月 日
特定行政庁 様
指定確認検査機関名 印

下記による計画について、建築基準法第6条の2第1項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査を行つたので、同法第6条の2第10項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、当該審査の結果を報告します。

記

1. 建築主、設置者又は築造主氏名
2. 確認審査の結果
3. 確認済証番号 第 号
4. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
5. 確認審査を行つた確認検査員氏名
6. 構造計算適合性判定の結果
7. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号
8. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日
9. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者
10. 建築場所、設置場所又は築造場所
11. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

検査済証を交付できない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様
建築主事等職氏名 印

下記による工事は、建築基準法第7条第4項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第7条第5項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に

を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 検査年月日 平成 年 月 日
7. 委任した建築主事氏名 印

（理由）

（備考）

検査済証を交付できない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日
建築主、設置者又は築造主 様
指定確認検査機関 印

下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第7条の2第5項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に

を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該判決を経た後でなければ、提起することができません（ 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 検査年月日 平成 年 月 日

（理由）

（備考）

第二十五号様式（第四条の七関係）（A4）

建築基準法第7条の2第6項の規定による
完了検査報告書

第 号
平成 年 月 日
特定行政庁 様
指定確認検査機関名 印

下記に係る工事について、建築基準法第7条の2第1項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行つたので、同法第7条の2第6項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、当該検査の結果を報告します。

記

1. 建築主、設置者又は築造主氏名
2. 確認済証番号 第 号
3. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
4. 確認済証交付者
5. 建築場所、設置場所又は築造場所
6. 検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
7. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定
8. 検査年月日 平成 年 月 日
9. 検査を行つた確認検査員氏名
10. 検査結果（法不適合の場合は、事由を記載）
11. 検査済証番号 第 号
12. 検査済証交付年月日 平成 年 月 日

第二十七号様式（第四条の九関係）（A4）

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日
建築主、設置者又は築造主 様
建築主事等職氏名 印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の3第4項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第7条の3第5項に規定する中間検査合格証を交付できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に

を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 特定工程
7. 検査年月日 平成 年 月 日
8. 委任した建築主事氏名 印

（理由）

（備考）

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様
指定確認検査機関 印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の4第1項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第7条の4第3項に規定する中間検査合格証を交付できないので、通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に

を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

記

- 1 . 確認済証番号 第 号
- 2 . 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
- 3 . 確認済証交付者
- 4 . 建築場所、設置場所又は築造場所
- 5 . 検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
- 6 . 特定工程
- 7 . 検査年月日 平成 年 月 日

（理由）

（備考）

第三十二号様式（第四条の十四関係）（A4）

建築基準法第7条の4第6項の規定による
中間検査報告書

第 平成 年 月 日 号
特定行政庁 様
指定確認検査機関名 印

下記による特定工程に係る工事について、建築基準法第7条の4第1項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行つたので、同法第7条の4第6項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、当該検査の結果を報告します。

記

1. 建築主、設置者又は築造主氏名
2. 確認済証番号 第 平成 年 月 日 号
3. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
4. 確認済証交付者
5. 建築場所、設置場所又は築造場所
6. 検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
7. 特定工程
8. 検査年月日 平成 年 月 日
9. 検査を行つた確認検査員氏名
10. 検査結果（法不適合の場合は、事由を記載）
11. 中間検査合格証番号 第 平成 年 月 日 号
12. 中間検査合格証交付年月日 平成 年 月 日
13. 検査対象に関する特記事項

第四十二号様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第18条第2項の規定による
計画通知書（建築物）
（第一面）

建築基準法第18条第2項の規定により計画を通知します。

建築主事 様

第 平成 年 月 日 号
通知者官職 印

設計者氏名 印

手数料欄			
受付欄	消防関係同意欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

（注意）

- 1．第2面から第5面までとして別記第2号様式の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2．別記第2号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の二様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第18条第2項の規定による
計画変更通知書（建築物）
（第一面）

建築基準法第18条第2項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事

様

第 平成 年 月 日 号
通知者官職 印

設計者氏名 印

【計画を変更する建築物の直前の確認】

【確認済証番号】 第 号

【確認済証交付年月日】 平成 年 月 日

【確認済証交付者】

【計画変更の概要】

手数料欄			
受付欄	消防関係同意欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

（注意）

別記第4号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の三様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第18条第3項の規定による
確認済証

第 平成 年 月 日 号
建築主、設置者又は築造主 様 建築主事 印

下記の計画は、建築基準法第18条第3項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

- 1 . 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号
- 2 . 建築場所、設置場所又は築造場所
- 3 . 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
- 4 . 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号
- 5 . 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日
- 6 . 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の四様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第6条第4項に規定する期間を延長する旨の通知書

第 号
平成 年 月 日
建築主、設置者又は築造主 様 建築主事 印

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第4項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同法第18条第11項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

（理由）

（延長する期間）

（備考）

第四十二号の五様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第18条第3項の規定による
適合しない旨の通知書

建築主、設置者又は築造主 様

第 号
平成 年 月 日
建築主事 印

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第3項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

（理由）

第四十二号の六様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第18条第12項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 平成 年 月 日 号
建築主、設置者又は築造主 様 建築主事 印

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第12項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

（理由）

（備考）

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機用）（A4）

建築基準法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定による
計画通知書（昇降機）
（第一面）

建築基準法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定により計画
を通知します。

建築主事

様

第 平成 年 月 日 号
通知者官職 印

手数料欄		
受付欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

- 1．第2面として別記第8号様式（昇降機用）の第2面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2．別記第8号様式（昇降機用）の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（A4）

建築基準法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定による
計画通知書（昇降機以外の建築設備）
（第一面）

建築基準法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定により計画
を通知します。

建築主事

様

第 平成 年 月 日 号
通知者官職 印

手数料欄		
受付欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

- 1．第2面として別記第8号様式（昇降機以外の建築設備用）の第2面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2．別記第8号様式（昇降機以外の建築設備用）の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機用）（A4）

建築基準法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定による
計画変更通知書（昇降機）
（第一面）

建築基準法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事

様

第 平成 年 月 日 号
通知者官職 印

【計画変更する昇降機の直前の確認】

【確認済証番号】 第 号

【確認済証交付年月日】 平成 年 月 日

【確認済証交付者】

【計画変更の概要】

手数料欄		
受付欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

別記第9号様式（昇降機用）の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（A4）

建築基準法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定による
計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）
（第一面）

建築基準法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事

様

第 号
平成 年 月 日
印

通知者官職

【計画変更する建築設備の直前の確認】

【確認済証番号】 第 号

【確認済証交付年月日】 平成 年 月 日

【確認済証交付者】

【計画変更の概要】

手数料欄		
受付欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

別記第9号様式（昇降機以外の建築設備用）の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の九様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による
計画通知書（工作物）
（第一面）

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定により計
画を通知します。

建築主事

様

第 平成 年 月 日 号
通知者官職 印

手数料欄		
受付欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

- 1．第2面として別記第10号様式の第2面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2．別記第10号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の十様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定による
計画通知書（工作物）
（第一面）

建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定により計
画を通知します。

建築主事

様

第 平成 年 月 日 号
通知者官職 印

手数料欄		
受付欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

- 1．第2面として別記第11号様式の第2面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2．別記第11号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の十一様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による
計画変更通知書（工作物）
（第一面）

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定により計
画の変更を通知します。

建築主事

様

第 平成 年 月 日 号
通知者官職 印

【計画を変更する工作物の直前の確認】

【確認済証番号】 第 号

【確認済証交付年月日】 平成 年 月 日

【確認済証交付者】

【計画変更の概要】

手数料欄		
受付欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

別記第13号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の十二様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定による
計画変更通知書（工作物）
（第一面）

建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定により計
画の変更を通知します。

建築主事

様

第 平成 年 月 日 号
通知者官職 印

【計画を変更する工作物の直前の確認】

【確認済証番号】 第 号
【確認済証交付年月日】 平成 年 月 日
【確認済証交付者】
【計画変更の概要】

手数料欄		
受付欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）
別記第14号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の十三様式（第八条の二関係）（A4）

工事完了通知書
（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第18条第14項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事

様

第 号
平成 年 月 日
印

通知者官職

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名

印

【検査を受ける建築物等】

建築物

建築設備（昇降機）

建築設備（昇降機以外）

工作物（昇降機）

工作物（法第88条第1項）

工作物（法第88条第2項）

手数料欄				
受付欄	検査の特例欄	検査欄	決裁欄	検査済証欄
平成 年 月 日				平成 年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

（注意）

- 第2面から第4面までとして別記第19号様式の第2面から第4面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 別記第19号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の十四様式（第八条の二関係）（A4）

工事完了通知書
（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第87条第1項において準用する同法第18条第14項の規定により、通知します。

建築主事

様

第 平成 年 月 日 号
通知者官職 印

受付欄
平成 年 月 日
第 号
係員印

（注意）

- 1．第2面及び第3面として別記第20号様式の第2面及び第3面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2．別記第20号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の十五様式（第八条の二関係）（A4）

検査済証を交付できない旨の通知書

第 平成 年 月 日 号
建築主、設置者又は築造主 様 建築主事等職氏名 印

下記に係る工事は、建築基準法第18条第15項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第16項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 検査年月日 平成 年 月 日
7. 委任した建築主事氏名 印

（理由）

（備考）

第四十二号の十六様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第18条第16項の規定による
検査済証

第 号
平成 年 月 日
建築主、設置者又は築造主 様
建築主事等職氏名 印

下記に係る工事は、建築基準法第18条第15項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第3項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
3. 建築場所、設置場所又は築造場所
4. 検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
5. 検査年月日 平成 年 月 日
6. 委任した建築主事氏名 印

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の十七様式（第八条の二関係）（A4）

特定工程工事終了通知書
（第一面）

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第18条第17項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事

様

第 号
平成 年 月 日
通知者官職

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。
工事監理者氏名

印

【検査を受ける建築物等】

建築物

建築設備（昇降機）

建築設備（昇降機以外）

工作物（昇降機）

工作物（法第88条第1項）

手数料欄				
受付欄	検査の特例欄	検査欄	決裁欄	中間検査合格証欄
平成 年 月 日				平成 年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

（注意）

- 1．第2面から第4面までとして別記第26号様式の第2面から第4面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2．別記第26号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の十八様式（第八条の二関係）（A4）

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様
建築主事等職氏名 印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第18項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第19項に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

記

- 1 . 確認済証番号 第 号
- 2 . 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
- 3 . 建築場所、設置場所又は築造場所
- 4 . 検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
- 5 . 特定工程
- 6 . 検査年月日 平成 年 月 日
- 7 . 委任した建築主事氏名 印

（理由）

（備考）

第四十二号の十九様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第18条第19項の規定による
中間検査合格証

第 号
平成 年 月 日
建築主、設置者又は築造主 様
建築主事等職氏名 印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第19項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第6条第1項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 特定工程
7. 検査年月日 平成 年 月 日
8. 委任した建築主事氏名 印
9. 検査対象に関する特記事項

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の二十様式（第八条の二関係）（A4）

仮使用承認申請書
（第一面）

建築基準法第18条第22項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認を申請します。

特定行政庁

様

第 平成 年 月 日 号
印

申請者官職

【仮使用の承認を申請する建築物等】

建築物	建築設備（昇降機）
建築設備（昇降機以外）	工作物（昇降機）
工作物（法第88条第1項）	工作物（法第88条第2項）

受付欄	建築主事 印	審査担当者 印		
平成 年 月 日	特記	決裁欄	承認番号	特記
第 号			平成 年 月 日	
係員印			第 号	
係員印				
条件				

（注意）

- 第2面として別記第33号様式の第2面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 別記第33号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の二十一様式（第八条の二関係）（A4）

仮使用承認申請書
（第一面）

建築基準法第18条第22項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認を申請します。

建築主事

様

第 平成 年 月 日 号
申請者官職

【仮使用の承認を申請する建築物等】

建築物	建築設備（昇降機）
建築設備（昇降機以外）	工作物（昇降機）
工作物（法第88条第1項）	工作物（法第88条第2項）

受付欄	決裁欄	承認番号	特記
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
第 号		第 号	
係員印		係員印	
条件			

（注意）

- 1．第2面として別記様式第34号様式の第2面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2．別記様式第34号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の二十二様式（第八条の二関係）（A4）

仮使用承認通知書

第 号
平成 年 月 日
建築主、設置者又は築造主 様
特定行政庁 印

下記に係る仮使用の承認の申請については、建築基準法第18条第22項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を承認しましたので、通知します。

記

1. 申請年月日 平成 年 月 日
2. 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
3. 仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（条件）

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の二十三様式（第八条の二関係）（A4）

仮使用承認通知書

第 号
平成 年 月 日
建築主、設置者又は築造主 様 建築主事 印

下記に係る仮使用の承認の申請については、建築基準法第18条第22項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を承認しましたので、通知します。

記

1. 申請年月日 平成 年 月 日
2. 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
3. 仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（条件）

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

指定道路調書
（第一面）

整理番号		指定道路図対照番号		指定道路の種類			
指定の年月日		指定道路の延長		メートル	指定道路の幅員		メートル
指定道路の位置							
申請者の氏名							
水平距離指定の年月日		水平距離指定に係る道路の部分の延長		メートル	水平距離		メートル
水平距離指定に係る道路の部分の位置							
その他							

位置図

(注意)

- 1 . 「指定道路の種類」欄は、建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による指定に係る道路は「 4 号道路」、同法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路は「 5 号道路」、同法第 4 2 条第 2 項の規定による指定に係る道路は「 2 項道路」、同法第 4 2 条第 4 項の規定による指定に係る道路は「 4 項道路」、同法第 6 8 条の 7 第 1 項の規定による指定に係る道路は「 予定道路」と記載すること。
- 2 . 「申請者の氏名」欄は、建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による指定をした場合に記載すること。
- 3 . 「水平距離指定の年月日」欄、「水平距離指定に係る道路の部分の位置」欄、「水平距離指定に係る道路の部分の延長」欄及び「水平距離」欄は、建築基準法第 4 2 条第 3 項の規定による水平距離の指定をした場合に記載すること。
- 4 . 位置図には、方位、縮尺、指定道路の位置、延長及び幅員並びに水平距離指定に係る道路の部分の位置及び延長並びに水平距離を表示すること。また、必要に応じて関係図面を添付すること。

第六十八号様式 (第十一条関係) (木板、プラスチック板その他これらに類するものとする)

35cm以上	
建築基準法による確認済	
確認年月日番号	平成 年 月 日 第 号
確認済証交付者	
建築主又は 建築主氏名	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係る その他の事項	
25cm 以上	